

# 公 示 送 達 書

令和 8 年 10 月 22 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、市債権回収対策室に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、令和 8 年 10 月 29 日に文書の送達があったものとみなされます。

|             |               |      |
|-------------|---------------|------|
| 送達を受けるべき者   | 氏 名<br>又は 名 称 | 奥谷 慧 |
| 送達する文書の文書番号 | 大財市第2092号     |      |